

2025年2月13日

医療的ケア児等への支援の取組みについて



兵庫県
医療的ケア児支援センター

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

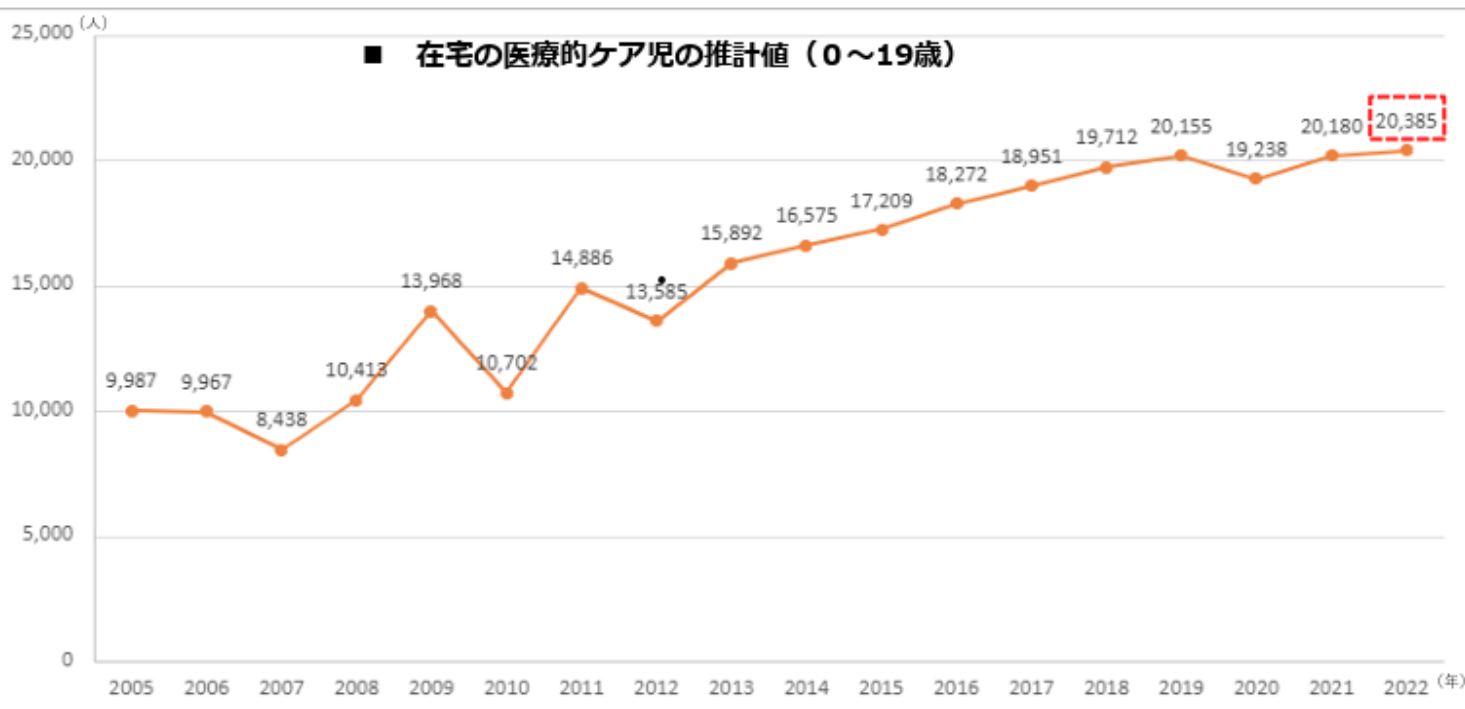
施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）で増加傾向にある。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽喉頭エアウェイの管理、
ネブライザーの管理、
酸素療法、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」
及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。



医療的ケア児支援センター

様々な稼働施設・制度・ヒト を繋ぎ合わせる

「医療福祉センターきずな」が受託

令和4年6月15日 稼働開始！

兵庫県医療的ケア児支援センター

受付時間：平日9時～17時

受付方法：電話・メール・面談（要予約）

TEL：0790-44-2886

Mail：icare@medical-kizuna.net

担当：看護師・保健師 1名

社会福祉士・相談支援専門員 1名

センター長・アドバイザリードクター 1名



「医療的ケア児支援センター」の役割

「医療福祉センターきずな」が受託



① 相談支援

医療的ケア児とその家族からの問い合わせ・相談に個別対応する
必要があれば、居住地域の適切な相談先に繋ぐ

② 関係機関との情報共有・協働関与の推進

医療・福祉・行政の資源・サービスに精通し、これら関係機関と
情報を共有し、講習会等を介してそれらのアップデートに寄与する
→ **医療的ケア児等コーディネーター**の支援対応力の養成
医療・保健・福祉・教育・労働等の多分野への参画

③ 医療的ケア児とその家族の 家族会 の構築・運営

同じ課題を持つ家族間の情報共有・親睦の場を提供する

協議の場等への参加

医療的ケア児コーディネーター阪神圏域連絡会
東播磨圏域 医療的ケア児等コーディネーター連絡会
北播磨障がい福祉ネットワーク会議医療的ケア児支援部会
西播磨医療的ケア児等コーディネーター連絡会議
（淡路）医療的ケア児等の生活支援検討会

加西市自立支援協議会 医療的ケア児等支援連絡会
西脇市障害者地域支援協議会医療的ケア児等支援関係者連絡会
丹波篠山市自立支援協議会 医療的ケア部会

研修会等への参加等

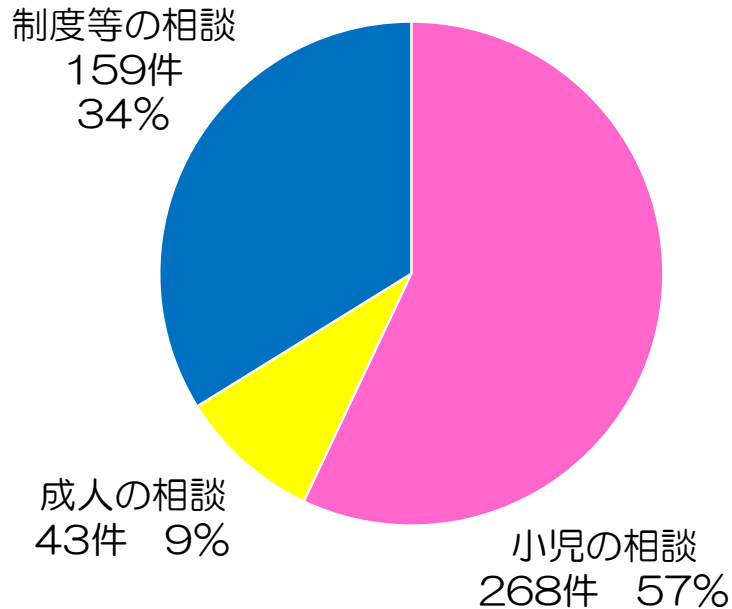
医療的ケア児等支援者養成研修の講師（福祉）
医療的ケア児等コーディネーター養成研修のファシリテーター
加古川養護学校で医療的ケア児委員会の研修会講師
県立大学と明石市共催の勉強会講師

この他、常石センター長が日本育療学会学術集会・兵庫県小児在宅医療委員会・県特別支援学校知的障害教育研究協議会・兵庫県看護協会小児訪問看護研修・学校における医療的ケアに関する看護師等研修会・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修、等々の講習会や会議に講師として参加。

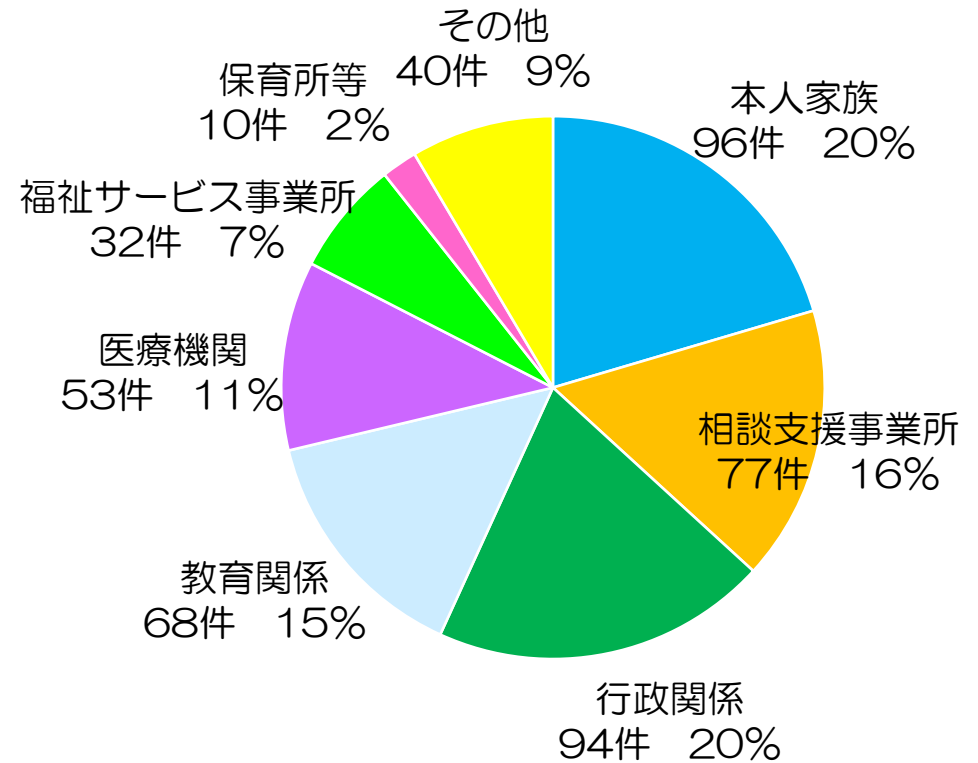
医療的ケア児支援センターを開設してからの実績 (R4.6.15～R6.9.30)

相談件数の内訳

全相談件数は**470件**

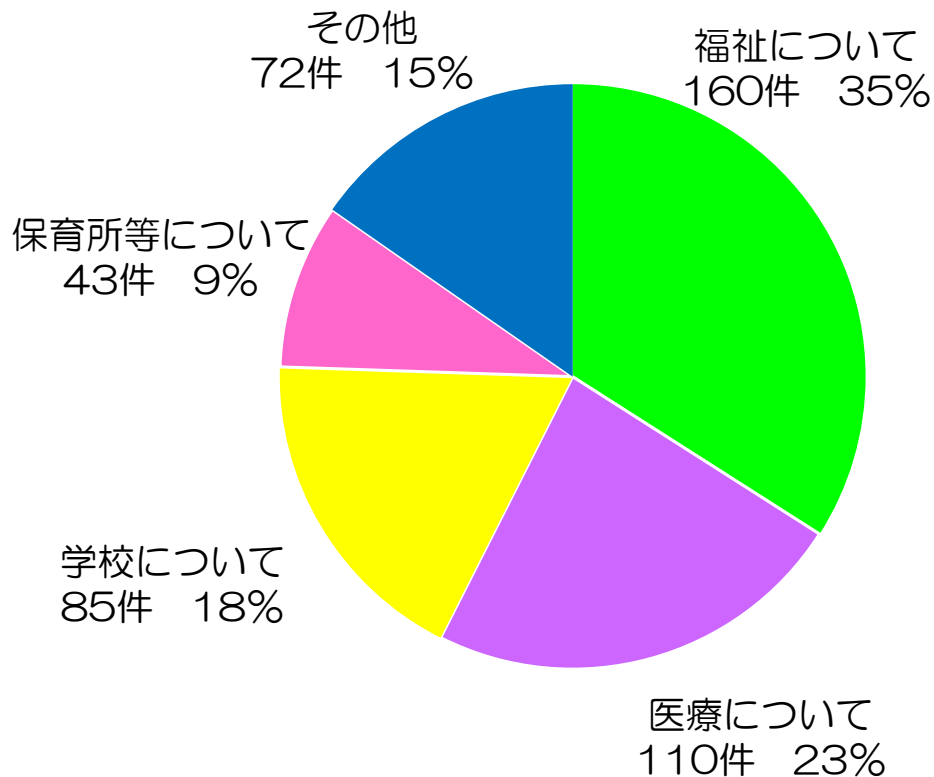


相談者の内訳



医療的ケア児支援センターを開設してからの実績 (R4.6.15～R6.9.30)

相談内容の内訳



- 利用可能な福祉サービスの種類や申し込み方法
- 福祉サービス事業所で行う医療的ケアについて
- 訪問看護や訪問リハビリの利用
- 医行為や医療的ケアについて
- 保育所入所や学校入学について
- 通学支援について
- 受け入れガイドライン作成
- 福祉サービス事業所の運営や開設について
- 医療的ケア児等コーディネーターや医療的ケア児支援の協議の場について

相談対象者年齢分布 (R4.6.15~R6.9.30)

